

共済見舞金の概要

- ☆死亡 1,500,000円
 - ☆障害 入院と通院治療実日数に応じた額
(後遺症は含まれません)
 - ☆身体障害者 (1級または2級) 300,000円
(障害見舞金のほか)
- ※酒気滞り運転等支払制限があります。

加入手続きは お早めに...!

万一のために“交通災害共済”

交通事故により、被害にあわれた方に見舞金をおくる交通災害共済制度をご存じですか。

この制度は、9月1日より翌年の8月31日までの1年間を期間として、4000円の会費で最高150万円の見舞金が受けられます。

万一のために、ぜひ加入しましょう。また、現在加入している人も、8月31日で期限切れになります。加入手続きをお忘れなく...!

(交通災害共済の申し込み書は、総務員さんを通じ、各戸に配布されます。)

※交通事故にあったときは、必ず警察に届けて下さい。詳しくは、総務課広報防災係(☎内線71)

あなたをとりまく
交通戦争!



交通事故で お悩みの方に

交通事故には、必ず損害賠償請求の問題が生じます。県では、被害者の方々を、早く、正しく救済するため、交通事故相談所を開設しています。電話による相談も受けられますのでご利用下さい。

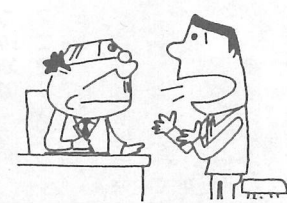
■ところ 千葉市市場町1-1 (県庁旧議会議棟2階)

千葉県企画部交通安全対策課
内(☎0472-22264)

■日時 日曜日・祝祭日を除く毎日
午前9時から午後4時まで
(土曜日は午前11時30分まで)

相談室をご利用ください

8月の各相談の開設日は次のとおりです。
お気軽にご利用ください。



相談室	相談日	場所	時間	備考
健康相談	8月8日(火) 8月22日(火)	上堺会館 文化会館	午後1時30分 ~午後3時	40歳以上の方は健康手帳をご持参ください
教育に関する諸相談	毎週(月・水・金)	中央公民館	午前9時 ~午後4時	当日は、電話でも相談に応じます(内線67)
心配ごと相談	8月1・8・15 22・29日	中央公民館	午後1時30分 ~午後4時	
人権相談	8月1・8・15日	中央公民館	午後1時30分 ~午後4時	
行政相談	8月1・8・15 22・29日	中央公民館	午後1時30分 ~午後4時	